

## 台風接近の対応について

### 台風接近時の登下校について

- (1) 午前7時の時点で、大阪府（北大阪）・島本町に「暴風警報」が発令されている場合は、登校させないで解除されるまで自宅にて待機させてください。  
「暴風警報」以外の警報（大雨・洪水等）だけが発令されている場合は、学校は原則として授業を行いますので、登校させてください。
- (2) 午前9時の時点で「暴風警報」が解除されないときは、学校は臨時休業とします。  
午前9時までに「暴風警報」が解除された場合は、その時点で登校させてください。
- (3) 生徒が登校した後に「暴風警報」が発令されたときは、速やかに下校させます。
- (4) 「暴風警報」以外の警報（大雨・洪水等）が発令されているときで、町から防災放送等で指示があるときは、それに従ってください。なお、強度の地震発生時につきましては、国・府・町等の関係機関からの警報・指示・避難命令等に従ってください。

## 「特別警報」の対応について

平成25年8月より「特別警報」の発令が始まりました。発令の際には以下のとおり対応してください。

### 「特別警報発令」

（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波、火山噴火、地震）

登校前	臨時休業	<u>午前7時に発令又は発令中の場合</u> （※1） <u>午前7時に避難指示及び避難勧告が継続している場合</u>
登校後	校内待機	<u>発令中の場合、もしくは解除されたが、避難指示及び避難勧告が継続している場合</u>
	下校	<u>解除され、かつ避難指示及び避難勧告も解除された場合</u>

※1 午前9時までに解除された場合も休業とする。